

○即時通報及び直接通報の承認に関する要綱

(昭和63年10月6日新予第751号)

改正 平成17年1月21日 新消指第1568号

平成19年3月22日 新消指第2080号

平成26年1月29日 新消設第334号

平成28年3月23日 新消設第177号

令和 3年6月30日 新消企第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、防火対象物が夜間、休日等において無人状態にあるとき、当該防火対象物から遠隔移報システムにより、火災信号を受信した警備業者が火災の確認をすることなく即時119番通報すること、又は当該防火対象物に設置された自動火災報知設備の火災信号を非常通報装置を経て直接119番通報することを承認するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遠隔移報システム 防火対象物に設置された自動火災報知設備の火災信号を移報する装置により、電話回線を経て関係者等が当該防火対象物以外の場所において受信するシステムをいう。
- (2) 即時通報 防火対象物が夜間、休日等において無人状態にあるとき、遠隔移報システムにより受信した警備業者が、火災の確認をすることなく即時119番通報することをいう。
- (3) 直接通報 防火対象物が夜間、休日等において無人（消防法施行令（昭和36年政令第88号）別表第1（以下「別表第1」という。）（6）項に掲げる用途に供するもののうち入居又は入所する者に供する就寝施設を有する防火対象物（以下「就寝施設対象物」という。）並びに就寝施設対象物部分が存する（16）項イ、（16の

2) 項及び(16の3)項に掲げる防火対象物(以下「(6)項就寝施設対象物」という。)にあっては有人であっても)状態にあるとき、当該防火対象物に設置された自動火災報知設備の火災信号を非常通報装置により直接119番通報することをいう。

(4) 警備業者 防火対象物に設置された自動火災報知設備の火災信号の受信等を受託している業者をいう。

(5) 関係者等 防火対象物の関係者及び防火対象物が委託している警備業者をいう。

(即時通報等を承認する防火対象物)

第3条 即時通報及び直接通報を承認する防火対象物は、それぞれ次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 即時通報

ア 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の規定の適用を受ける防火対象物(別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びにロ、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)若しくは(2)又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの(以下「(6)項等指定防火対象物」という。)を除く。)であること。

イ 法第17条の規定により自動火災報知設備が防火対象物全体に設置されている防火対象物であること。

ウ 防火対象物全体を承認申請する防火対象物であること。

(2) 直接通報

ア 法第8条の規定の適用を受ける(6)項就寝施設対象物((6)項等指定防火対象物を除く。)であること。

イ 法第17条の規定により自動火災報知設備が防火対象物全体に設置されている防火対象物であること。

ウ 防火対象物全体を承認申請する防火対象物であること。

(即時通報等の申請)

第4条 所轄の消防署長(以下「署長」という。)は、防火対象物の管理権原者から即時

通報又は直接通報の承認の申出があったときは、次に掲げる申請書等により申請させるものとする。

(1) 即時通報

即時通報承認申請書 (別記様式第 1 号)

警備業者状況表 (別記様式第 1 号の 2)

(2) 直接通報

直接通報承認申請書 (別記様式第 2 号)

直接通報対応状況表 (別記様式第 2 号の 2)

(即時通報等の承認条件)

第 5 条 即時通報及び直接通報の承認条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自動火災報知設備の設置及び維持管理が適正であること。

(2) 非火災報防止対策として「自動火災報知設備の非火災報対策の推進上の留意事項について」(昭和 61 年消防予第 148 号。)に基づいて適正に実施されていること。

(3) 即時通報及び直接通報後 25 分以内に関係者等が、当該防火対象物に到着するものであること。

(4) 消防隊が現場到着後、当該防火対象物の火災の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾がされていること。

2 即時通報に係る警備業者については、第 12 条の規定により登録されているものであること。

3 直接通報については、第 1 項に定めるもののほか、119 番通報すると同時に当該防火対象物の関係者に移報されるものであること。

(承認、不承認の通知等)

第 6 条 署長は、第 4 条の規定による申請の内容が前条に定める条件に適合すると認めたときは、即時通報・直接通報承認記録簿(別記様式第 3 号)に登録するとともに、即時通報・直接通報承認通知書(別記様式第 4 号)により、不適合のときは即時通報・直接通報不承認通知書(別記様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

2 署長は、前項の規定による承認をしたときは、即時通報・直接通報関係報告書(別記

様式第 6 号) により消防局長 (以下「局長」という。) に報告するものとする。

(承認内容の変更)

第 7 条 署長は、前条の規定による承認した防火対象物 (以下「承認対象物」という。)

の承認の内容に変更があったときは、承認対象物の管理権原者に即時通報・直接通報承認内容変更届出書 (別記様式第 7 号) により届出させるものとする。

2 署長は、前項の規定による届出書を受理したときは、即時通報・直接通報関係報告書により局長に報告するものとする。

(承認の取消し)

第 8 条 署長は、承認対象物が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該承認を取消すものとする。

- (1) 第 5 条に定める承認の条件に適合しなくなったとき。
- (2) 承認対象物の委託している警備業者が、登録を取消されたとき。
- (3) その他承認を取消す必要が生じたとき。

(取消しの通知等)

第 9 条 署長は、前条の規定による取消しをしたときは、即時通報・直接通報承認取消通知書 (別記様式第 8 号) により、当該防火対象物の管理権原者に通知するものとする。

2 署長は、前条の規定による取消しをしたときは、即時通報・直接通報関係報告書により局長に報告するものとする。

(登録の申請)

第 10 条 局長は、即時通報に係る承認事務の円滑を図るため、即時通報を実施する警備業者に対し、即時通報警備業者登録申請書 (別記様式第 9 号) により登録の申請をさせるものとする。

(登録の条件)

第 11 条 即時通報の登録の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 即時通報に用いる機器等の設置、維持及び管理が適正であること。
- (2) 当該警備業者に「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」 (昭和 58 年消防予第 227 号) に基づく防火管理に関する教育担当者講習を修了した者を配

置していること。

(3) その他即時通報に関して適正に対応できる警備業者であること。

(登録、不登録の通知)

第12条 局長は、第10条の規定による申請の内容が前条に定める条件に適合すると認めたときは、即時通報警備業者登録簿（別記様式第10号）に記録するとともに即時通報警備業者登録通知書（別記様式第11号）により、不適合のときは即時通報警備業者不登録通知書（別記様式第12号）により、申請者に通知するものとする。

2 局長は、前項の規定による登録又は不登録の警備業者について、即時通報警備業者登録関係通知書（別記様式第13号）により消防署長に通知するものとする。

(登録内容の変更)

第13条 局長は、前条の規定による登録の内容に変更があったときは、当該警備業者に即時通報警備業者登録内容変更届出書（別記様式第14号）により届出させるものとする。

2 局長は、前項の規定による登録の内容の変更について、即時通報警備業者登録関係通知書により消防署長に通知するものとする。

(登録の取消し)

第14条 局長は、警備業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を取消すものとする。

(1) 第11条に定める登録の条件に適合しなくなったとき。

(2) 即時通報後、関係者等の承認対象物への到着が著しく遅れたとき。

(3) その他登録を取消す必要が生じたとき。

(取消しの通知)

第15条 局長は、前条の規定による取消しをしたときは、即時通報警備業者登録取消通知書（別記様式第15号）により当該警備業者に通知するものとする。

2 局長は、前条の規定による取消しをしたときは、即時通報警備業者登録関係通知書により消防署長に通知するものとする。

(標準処理期間)

第16条 この要綱の申請の処理に要する標準処理期間は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に警備業者に自動火災報知設備の火災信号の受信を委託している防火対象物については、第5条第1項第2号の規定は、この要綱施行後3年間は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に即時通報又は直接通報の承認を受けている防火対象物にあつては、この要綱による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 16 条関係）

申請区分	根拠規定	標準処理期間
即時通報の承認	第 4 条第 1 号	申請の日より 14 日
直接通報の承認	第 4 条第 2 号	申請の日より 14 日
即時通報警備業者の登録	第 10 条	申請の日より 14 日

備考

- 1 標準処理期間の日数の算定には、土曜・日曜等の閉庁日及び申請者の補正に係る日数は含まない。
- 2 申請の日とは、申請書を受理した日であること。

別記様式第1号（第4条関係）

即時通報承認申請書

				年 月 日	
(あて先) 新潟市 消防署長					
申請者					
住 所					
氏 名					
下記の防火対象物について、防火管理、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、無人時における即時通報の承認を申請します。					
なお、内部確認のため緊急必要な場合の破壊を承諾します。					
記					
防火対象物	名 称			用 途	
	所 在 地	TEL ー			
	代 表 者 職 ・ 氏 名				
	構 造	造 地上 階 地下 階			
	規 模	建築面積 m ²		延べ面積 m ²	
非 火 災 報 防 止 対 策	蓄積式受信機 蓄積式中継器 蓄積式付加装置				
防火管理者	氏 名			消防計画届出年月日	
	選 任 年 月 日	年 月 日		年 月 日	
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

注 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 防火対象物の見取図、配置図、消防隊到着時の進入箇所案内図及び自動火災報知設備受信機までの経路図を添付すること。

別記様式第1号の2（第4条関係）

警 備 業 者 状 況 表

警 備 業 者	名 称		
	所 在 地	T E L	
	代 表 者 氏 名		
	登 録 年 月 日	年 月 日	
	登 録 番 号	第 号	
基 地 局	名 称		
	所 在 地	T E L	
承 認 対 象 物 直 近 の 待 機 所	名 称		
	所 在 地	T E L	
	待 機 人 員	人	
	待 機 車 両 数	台	
	予 想 さ れ る 出 動 人 員	人	
	承 認 対 象 物 ま で の 実 距 離	km	
	承 認 対 象 物 ま で の 到 着 所 要 時 間	分	
	承 認 対 象 物 の 鍵 の 保 有 の 有 無 有 ・ 無		
	鍵保有の場合 の開錠可能範囲	(1) すべての居室 (2) 自動火災報知設備の受信機設置場所まで (3) その他 ()	

別記様式第2号（第4条関係）

直接通報承認申請書

				年 月 日		
(あて先)新潟市 消防署長						
				申請者		
				住 所		
				氏 名		
下記の防火対象物について、防火管理、自動火災報知設備等の維持管理及び非火災報防止対策を適正に行うことを条件として、直接通報の承認を申請します。 なお、内部確認のため緊急必要な場合の破壊を承諾します。						
記						
防火 対 象 物	名 称		用 途			
	所 在 地	T E L ー				
	代表者職・氏名					
	構 造	造 地上 階 地下 階				
	規 模	建築面積 m ² 延べ面積 m ²				
非 火 災 報 防 止 対 策	蓄積式受信機 蓄積式中継器 蓄積式付加装置					
防 火 管 理 者	氏 名			消 防 計 画 届 出 年 月 日		
	選 任 年 月 日	年 月 日		年 月 日		
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

注 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 防火対象物の見取図，配置図，消防隊到着時の進入箇所案内図及び自動火災報知設備受信機までの経路図を添付すること。

別記様式第2号の2（第4条関係）

直接通報対応状況表

移 報 関 係 先	職　・　氏　名				
	住　　　　　所		T E L		
	承認対象物までの実距離		km		
	交　通　手　段		自動車・バイク・自転車・徒歩・その他（　　　　　）		
	到　着　所　要　時　間		分		
	承認対象物の鍵の保有の有無　　　　　　　有　・　無				
		鍵保有の場合の開錠可能範囲			
非 常 通 報 装 置	設 置 機 器	品　　　名		製　造　会　社	
		型　　　式		認　定　番　号	
		通報内容			
	有人時における押しボタン起動による 119 番通報の有無　　　　　　　有　・　無				

別記様式第3号（第6条関係）

即時通報承認記録簿
直接通報承認記録簿

	承 認	年 月 日	○・即時 直接第 号
名 称			
所 在 地			
代表者職・氏名			
申 請 の 種 類	年 月 日	理 由	
承 認	・ ・		
変 更	・ ・		
変 更	・ ・		
変 更	・ ・		
変 更	・ ・		
変 更	・ ・		
変 更	・ ・		
変 更	・ ・		
変 更	・ ・		

注 ○印には、承認又は登録をした消防署名（北・東・中央・江南・秋葉・南・西・西蒲の別）を記載すること。

別記様式第4号（第6条関係）

即時通報承認通知書
直接通報

新 消予第 号 年 月 日 殿 新潟市 消防署長 印 年 月 日付けで申請のあった 即時通報 直接通報 について、下記のとおり承認し ます。 なお、承認後において承認条件に適合しない等、不備が生じた場合には、承認を取り消すこ とがあります。 記	
名 称	
所 在 地	
承 認 番 号	即 時 ○ ・ 第 号 直 接

- 注 1 次による内容の変更が生じた場合には届出をすること。
- (1) 名称又は所在地の変更があったとき。
 - (2) 管理者の変更があったとき。
 - (3) 防火対象物の位置、構造、用途の変更があったとき。
 - (4) 自動火災報知設備信号移報先の変更があったとき。
- 2 承認番号の○印は、承認を受けた消防署名（北・東・中央・江南・秋葉・南・西・西蒲の別）とすること。

別記様式第 5 号（第 6 条関係）

即時通報不承認通知書
直接通報

新 消 予 第 号 年 月 日 様 新潟市 消防署長 印 年 月 日で申請のあった下記防火対象物の即時通報 直接通報 については、下 記の理由により承認できません。 記	
名 称	
所 在 地	
理 由	

別記様式第6号（第6条，第7条，第9条関係）

即時通報関係報告書
直接通報

新 消予第 号 年 月 日			
消 防 局 長 様			
消 防 署 長			
即時通報 直接通報 のことについて下記のとおり報告します。			
記			
報 告 区 分	承 認 承認内容変更 取 消		
防 火 対 象 物	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者	職	
		氏 名	
	承認番号	○ ・ 第 号 直 接	
理 由			

注 承認番号の○印は，承認をした消防署名（北・東・中央・江南・秋葉・南・西・西蒲の別）とすること。

別記様式第7号（第7条関係）

即時通報
直接通報 承認内容変更届出書

		年	月	日
(あて先) 新潟市		消防署長		
		届出書		
		住 所		
		氏 名		
即時通報 直接通報		の承認内容に変更がありましたので下記のとおり届出します。		
記				
承認 対象 物	承認番号	○ ・ 即時 第 号 直接		
	名 称			
	所 在 地	TEL		
	代表者職・氏名			
変更 内 容				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 注 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 防火対象物の位置，構造，用途の変更があった場合は，見取図等を添付すること。
- 3 承認番号の○印は，承認を受けた消防署名（北・東・中央・江南・秋葉・南・西・西蒲の別）とすること。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

即時通報承認取消通知書
直接通報

新 消 予 第 号 年 月 日 様 新潟市 消防署長 印 年 月 日付第 号による防火対象物の即時通報 直接通報の承認を下 記の理由により取消します。 記	
名 称	
所 在 地	
理 由	

別記様式第 9 号（第 1 0 条関係）

即 時 通 報 警 備 業 者 登 録 申 請 書

年 月 日 （あて先）新潟市消防局長 申請者 所在地 名 称 代表者 即時通報の登録について、下記のとおり申請します。 記			
遠隔移報 受信場所	名 称		
	所 在 地	T E L	
	責任者職・氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 注 1 ※印欄は記入しないこと。
- 2 次の関係書類を添付すること。
- （1）定款等事業所の概要及び業務概要
 - （2）基地局及び待機場所の所在地，警備員数
 - （3）待機所ごとの配置車両，装備品の概要
 - （4）即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様書

別記様式第10号 (第12条関係)

即時通報警備業者登録簿

[illegible]

別記様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

即 時 通 報 警 備 業 者 登 録 通 知 書

新 消 設 第 号 年 月 日 様 新潟市消防局長 印 年 月 日付けで申請のあった即時通報の業務について，登録します。 なお，登録後において登録に適合しない不備が生じた場合には，登録を取消することがあります。 記 以上	
名 称	
所 在 地	
登 録 番 号	第 号

注 登録申請内容に変更があったときは届出をすること。

別記様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

即 時 通 報 警 備 業 者 不 登 録 通 知 書

新 消 設 第 号 年 月 日 様 新潟市消防局長 印 年 月 日付けで申請のあった即時通報の業務について、下記の理由により 登録できません。 記	
名 称	
所 在 地	
理 由	

別記様式第13号（第12条，第13条，第15条関係）

即時通報警備業者登録関係通知書

新 消 設 第 号			
年 月 日			
消 防 署 長 様			
消 防 局 長			
即時通報の登録に関することについて下記のとおり通知します。			
記			
通 知 区 分	登 録 ・ 不登録 ・ 登録内容変更 ・ 登録取消		
警 備 業 者	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者	職	
		氏 名	
	登 録 番 号	第 号	
理 由			

別記様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

即時通報警備業者登録内容変更届出書

年 月 日 （あて先）新潟市消防局長 届出者 住 所 氏 名 即時通報の登録内容に変更がありましたので下記のとおり届出します。 記		
登 録 警 備 業 者	登 録 番 号	第 号
	名 称	
	所 在 地	T E L
変 更 内 容		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

注 ※欄は記入しないこと。

別記様式第 1 5 号（第 1 5 条関係）

即時通報警備業者登録取消通知書

新 消 設 第 号 年 月 日 様 新潟市消防局長 印 即時通報に係る登録について、下記の理由により取消します。 記	
名 称	
所 在 地	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日
理 由	